

第 11 章 管理運営

【到達目標】

本学は、その機能を円滑かつ十分に発揮し、本学の理念・目的を実現させるために、教学組織と人事・運営等に関する適切な規定を整備し、明文化された規定に基づいた管理運営を適切・校正に行う。

教授会、研究科委員会をはじめとする各種会議体は、それぞれの役割を踏まえて適切に運用し、連携・協力の下、教育研究の推進に寄与するよう努める。

こうした取り組みにより、迅速な管理運営と大学改革等に対応できる、より効果的な体制の確立を目指す。

①教授会

●教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

[現状説明]

本学には、学則第 50 条に基づいて、文学部・経済学部・社会福祉学部の各学部に教授会が置かれている。教授会は、各学部に所属する教授、准教授及び専任講師をもって構成され、① 教育課程のうち専門教育科目に関する事項、② 学生の入学、編入学、留学、転学部及び転学科、休学、復学、再入学、退学並びに除籍及び賞罰に関する事項、③ 学生の試験、単位の授与、単位の認定及び卒業に関する事項、④ 特別科目等履修生、特定科目等履修生、一般科目等履修生、学内科目等履修生、委託生、研究生、外国人研修生及び外国人留学生の取扱いに関する事項、⑤ 学部の人事に関する事項、⑥ 学部内諸規程の制定及び改廃に関する事項、⑦ その他学部の組織及び運営に関する事項を審議する。ただし、教育職員の採用及び昇格のための教授会の構成は、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」の定めるところによる。

また、教授会の議事運営については、「評議会及び教授会規則」の定めにより、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって定足とし、議事は出席者の過半数をもって議決されるが、教育職員の採用、昇格、懲戒及び解職については、出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならないとしている。

教育課程は、各学科の専門教育科目に関する事項のみ、教授会で審議を行う。専門教育科目については、各学科での検討結果が学科長から提案され、教授会で決定となる。併せて、非常勤講師及び臨時講師の委嘱についても教授会で審議決定される。なお、大学共通科目、教職科目及び国際交流関係科目に関する事項は、学科長及び部門長で構成される教学運営委員会で審議決定され、教授会に報告される。

教員の採用及び昇格については、「教育職員の採用及び昇格の選考に関する規程」の定めにより、審議決定する。学部長から教授会への付議により、まず教授会において、採用者または昇格者の選考小委員会が無記名連記投票で選出される 3 人の委員と学部長を構成員として設置され、選考小委員会の選考経過及び結果が教授会に報告される。教授会では、その報告に基づき、無記名投票により 3 分の 2 以上の賛成票で採用または昇格の可否を決定している。

【点検・評価】

教育課程及び教員の採用及び昇格等の人事については、必ず教授会の議を経て行われている。教授会の決議に基づき、理事長への上申を経て最終決定がなされていることから、教育課程及び教員人事に関する教授会の意思決定が十分に管理・運営に活かされており、教授会の役割とその活動は適切なものといえる。

なお、各学部の採用、昇格等の人事については、各学部の教授会の専権事項であるが、教員人事採用枠、国内外研修枠及びサバティカル枠については大学全体での調整が必要であり、部局連絡会（学長、副学長、学部長、スミス・ミッションセンター部長及び事務局長で構成）で調整が行われている。

【改善方策】

教育課程や教員人事等に関する教授会の権限は適切に規定され、また実際においても、効率化のために、教育課程については各学科会議、教員人事等については教授会内に置く選考小委員会の予備的な活動を踏まえて、教授会で審議決定している。

最終決定機関である評議会、理事会も教授会の意向を尊重するように運用されており、改善を要する特段の問題はない。

●学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

【現状説明】

教授会は、「評議会及び教授会規則」の規定のとおり、学部長が招集し議長となって、原則として毎月 1 回開催されるが、学部長が必要と認めた時は臨時に教授会を開催することができる。また、教授会の構成員は、いつでも付議事項及び理由を付して議長に教授会の開催を請求することができる。

学部長の選出については、「副学長、学部長等の選任に関する規程」により、教授会において当該学部 zu 所属する教授の中から、教授会構成員による選挙により選出される。

学部長は、学部を代表し、教授会を主宰し、学部内の教育計画、予算、人事等に関する事項など教授会の決定した方針に基づき、学部の学務を統括している。

また、学科の円滑な運営を図るため、各学科に学科長を置き、適宜学科会議を開催している。なお、教授会の議案内容により、学部長及び学科長による連絡調整のための会議を開催している。

【点検・評価】

学部長は、教授会構成員全員による選挙で選出され業務にあたっており、学部教授会と学部長の連携協力関係は円滑、且つ良好である。教員人事（採用・昇格）についても学部長を委員長とする選考小委員会で慎重に審議されており、学部長としてのリーダーシップと教授会の運営の力量が十分に発揮できる体制となっている。

【改善方策】

現行において、学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性については、改善を要する特段の問題はないが、学部長の業務負担に関しての課題がある。

学部長は、教授会を主宰し、学部の学務統括を業務とする他、大学院研究科の研究科長も兼務している。研究科長兼務に関しては、副研究科長制を導入して研究科の会議は副研究科長が議長を務めるなど負担の軽減がなされている。また、学内における各種会議・委員会（部局連絡会、評議会、大学院委員会、学則諸規程委員会、キャンパス・ハラスメント防止委員会、全学倫理委員会、情報セキュリティ委員会、自己点検評価委員会、教員評価委員会、大学教学会議等）の構成員となっており、多忙を極める状況にある。学部長の授業持ちコマ数については、「大学及び短期大学部の教育研究体制に係る基準等について」で、“学部の授業科目のみを担当する場合は通年で3コマ（週6時間）までとし、大学院修士課程の授業科目を担当する場合は4コマ（週8時間）までとする。ただし、大学院博士〔後期〕課程の授業科目を担当する場合に限り5コマ（週10時間）までとする。”としているが、各種会議・委員会の負担については、学部長が大学での管理運営で果たす役割を勘案すると、簡単には軽減することはできず、組織改編を念頭においた検討が必要となっている。

●学部教授会と評議会、大学協議会等の全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

[現状説明]

本学における全学的審議機関として、北星学園大学学則第47条により評議会を置いている。大学協議会は設置していない。評議会の構成員は学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、附属高等学校長、学部及び短期大学部教授会により選出された教育職員（助手を除く）各3人、事務局長、事務局次長、大学事務局により選出された事務・用務職員5人である。評議会は、本学における教育及び研究の計画に関する事項をはじめ、管理運営面では、予算編成に関する事項、学部・学科及び研究科の設置及び廃止に関する事項、人事案件に関する事項（部局長等の選任に関する事項、チャプレン及びカウンセラーの任免に関する事項、教育職員の定年に関する事項）、学則及び諸規程の制定及び改廃に関する事項、組織及び運営に関する事項等全学的な重要案件について、審議・決定している。

学部教授会は評議会における全学的な観点からの審議結果を踏まえた上で、学部内での方針や管理運営等を検討する。

[点検・評価]

学部教授会と評議会における議事運営については「北星学園大学 評議会及び教授会規則」によって規定されているが、その審議事項は、北星学園大学学則及び北星学園大学規程に明確に示しており、適切な役割分担が行われている。

また両会議体の連絡調整を果たすものとして、部局連絡会が設置されており、各学部教授会から挙がってきた事項を総合的に調整して、評議会の審議に付される事項について協議している。

[改善方策]

上述のとおり、学部教授会と全学的審議機関である評議会との連携及び役割分担は良好に機能している。今後とも両会議体がより一層効率的に機能し続けるためには、評議会での決定事項が既定事実化し、教授会での審議・承認が儀礼的にならないよう配慮する必要がある、教授会や学科会議等において活発な議論ができる雰囲気作りを心掛けることが重要となってくる。

②学長、学部長の権限と選任手続

●学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

[現状説明]

1.学長の選任手続

学長の選任手続は、「北星学園大学 学長の選挙に関する規程」の定めに従い、行っている。その概要は以下のとおりである。

[学長選挙の手続の開始]

評議会は、1)学長の任期が満了するときは、任期満了日の6月前に、2)学長の辞任申出を評議会が承認したとき、3)その他の事由により学長が欠けたときは、その事由の発生後遅滞なく学長選挙の手続を開始するものとする。

[学長選挙の手続]

学長選挙は、学長選挙管理委員会の設置、学長選挙管理委員会による選挙日程及び選挙手続の告示、学長候補者の推薦申出の受付、学長候補者推薦委員会の設置、学長選挙管理委員会による学長候補者の確定、投票及び開票、当選人の確定及び告示の手続を経て行うものとする。

[学長選挙管理委員会の設置]

学長の選挙が任期満了によって行われる場合には、任期満了日の6月前に、また学長選挙が学長が欠けたことによって行われる場合には、その事由発生後遅滞なく、大学に学長選挙管理委員会を設置するものとする。

[選挙権者]

本学の学長、教育職員、事務局長並びに本学における在職期間が満6月以上になる事務職員及び用務職員は、学長選挙の選挙権を有する。ただし、休職又は停職中の者及び特任職員はこの限りではない。

[被選挙権者]

大学又は短期大学の教授経験を有する者、学長の在任期間（本学における）が継続して6年を超えない者、学長候補者推薦委員会（学長候補者の推薦申出がなかった場合に設置される委員会）の構成員でない者とする。

[学長候補者の確定]

選挙管理委員会は、学長候補者推薦委員会の選考に基づいて、学長候補者を確定し、本学所定の掲示板に告示する。ただし、学長候補者の確定以前に、選挙管理委員会に対して候補者本人による辞退の意思表示がある場合には、この限りではない。

[選挙管理委員会による選挙広報の発行及び公開討論会の主宰]

選挙管理委員会は、学長候補者の略歴、業績及び学長就任にあたっての抱負などを記載した選挙広報を発行する。

選挙管理委員会は、学長候補者及び推薦人の参加する公開討論会を主宰する。

[投票の方法]

投票用紙は、選挙人名簿に基づき投票日の当日、投票場所において本学園の身分証明書を提示した選挙人に交付されなければならない。ただし、本学園の教職員たる身分を証明する他の書面が存在する場合には、当該書面をもって本学園の身分証明書に代えることができる。

投票は、投票用紙に記載された学長候補者の内、最も適格を有すると判断される候補者 1 人に選挙人自らが○印を記載するものとする。

〔不在者投票〕

選挙人は、休暇、国内出張、病气入院のために投票日に投票することができない場合に限り、不在者投票日に投票することができる。

国外への長期出張、国内研修、長期入院又は病气休暇により投票日に投票できない場合には、投票日以前に投票用紙を郵送し、これを返送する方法で投票することができる。ただし、投票用紙の到着が投票日を過ぎた時は、この限りではない。

〔当選人〕

選挙人総数の過半数の得票を得た学長候補者を当選人とする。

学長候補者が 2 人の場合において、それぞれの学長候補者の得票数が同数である場合には、年長の学長候補者を当選人とする。

学長候補者が 1 人の場合においては、当該学長候補者が学長として適格を有すると判断した投票の数が選挙人総数の過半数の得票を得た場合、学長候補者を当選人とする。

〔評議会における選考〕

評議会は、当選人について学長の選考を行う。

〔学長任命の上申〕

学長又は学長職務代行者は、評議会における学長選考の結果を学校法人北星学園理事長に報告し、その任命を上申するものとする。

学長の任期は「北星学園大学 学長、副学長等の任期に関する規程」に則って 4 年とし、再任される学長の任期は 2 年とする。

2. 学部長の選任手続

学部長の選任手続は「北星学園大学 副学長、学部長等の選任に関する規程」の定めに従い、行っている。その概要は以下のとおりである。

〔選任手続きの開始事由及び時期〕

学部長の選任手続は 1) 任期が満了するとき、2) 信任、任命又は承認した機関が辞任を承認したとき、3) その他の事由により欠員が生じたときに行う。

学部長の選任は、1) 任期が満了するときは、任期満了の 2 ヶ月前までに、2) 信任、任命又は承認した機関が辞任を承認したとき及び 3) 欠員が生じたときは、その事由が生じた後、遅滞なく行うものとする。

〔学部長、短期大学部長の選任〕

学部長は教授とし、教授会においてこれを選挙する。

教授会は、学部長の選考を無記名連記投票により行い「北星学園大学 評議会及び教授会規則」に定める第 21 条〔議決の原則〕に基づき出席構成員の 3 分の 2 以上の得票で決定する。

学部長の任期は「北星学園大学 学長、副学長等の任期に関する規程」に則って 2 年とする。任期中に欠員を生じた場合、補充者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

[点検・評価]

本学における学長及び学部長の選任手続については、各規程に明文化されており、これらに則って適切に実施されている。現状としては特に問題がなく、制度上は適切、妥当であると評価できる。

学長の選考について現行の規程では、学長が任期を終了する 6 ヶ月前に推薦により候補者を得ることになっているが、そこで候補者が得られなかった場合は、すみやかに学長候補者推薦委員会を設置することとなっている。しかし、委員会が設置されてからは、候補者を選考し、当選人を確定するまでには時間が短く、特に候補者が現職で他大学にいる場合などは、招聘・割愛といったところで非常に難しい面を持っている。

2005 年度に設置された学長選挙管理委員会が解散する時点で、種々の課題を整理し、総括を行った。課題については、次回の学長選挙までに整理しなければならないが、現時点では具体的検討に入っていない。主な課題（事務的な課題は除く）としては、選挙管理委員会委員長及び選挙管理委員会委員が慣例によって直接選挙により選出されていることの弊害、選挙管理委員会委員の辞任保障、短期間の病休者への配慮等がある。

[改善方策]

上に述べたとおり、現行の制度で大きな問題は今のところ生じていないが、学長候補者推薦委員会を設置してから当選人を確定するまでの間に時間的な余裕がないという問題と、選挙管理委員会から挙げられた課題について、整理していくこととする。

●学長権限の内容とその行使の適切性

[現状説明]

学長は学校法人北星学園寄附行為の定めるところにより、理事・評議員として法人の管理運営に直接関わっている。学長の職務については、北星学園大学規程第 4 条において「学長は、本学の校務を総理し、所属職員を指揮監督する」と定められている。本学における学長の職務は、法人の理事としての職務と、学校教育法第 58 条に基づく「学長」としての職務との両面を有していると言える。対外的には、大学を代表して諸行事にも出席し、大学の方針及び決定事項を公表している。

学長は、法人・教学それぞれに固有の職務を有していることから、理事会・評議員会の職務上の構成員となり、部局連絡会あるいは評議会の議長あるいは各種委員会の委員長として、大学の経営・教学に関する意思決定において重要な位置にいる。

[点検・評価]

現状において、本学学長はその権限を適切に行使していると考ええる。しかしながら、昨今の時代や環境の変化に対応するためには、学長のリーダーシップの下に全学的な取り組みを要する課題が多岐にわたるようになり、今後は大学運営を積極的に実行していく上で学長権限の行使が一層求められるとともに、学長の政策形成機能を支える体制の強化が必要である。

[改善方策]

学部学科の設置や短期大学部とのキャンパス統合により、学長の権限行使の範囲が広範にわたるため、2005 年度から学長を補佐する制度として、本学では副学長を 1 人置いている。大学の将来

計画、管理・運営及び財務等の経営全般に関することについては学長が担当し、教育、研究及び学生支援等の教学部門は副学長が担当することで体制を整えた。また、従来危機管理上の問題が起きた時は、部局長（会議）がそれぞれ担ってきた学長補佐的な機能を副学長が主に負うことにより、責任の明確化と迅速化が図れると考える。今後は、この体制が十分なサポート機能を発揮しているか検証し、必要があれば更なる充実を検討していくこととする。

●学長と評議会、大学協議会等の全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

[現状説明]

本学における全学的審議機関として、北星学園大学学則第 47 条により評議会を置いている。評議会の構成員は学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、附属高等学校長、学部及び短期大学部教授会により選出された教育職員（助手を除く）各 3 人、事務局長、事務局次長、大学事務局により選出された事務・用務職員 5 人である。審議事項は、本学における教育及び研究の計画に関する事項をはじめ、管理運営に係る予算編成に関する事項、学部・学科及び研究科の設置及び廃止に関する事項、人事案件に関する事項（部局長等の選任に関する事項、チャプレン及びカウンセラーの任免に関する事項、教育職員の定年に関する事項）、学則及び諸規程の制定及び改廃に関する事項、組織及び運営に関する事項等全学的な重要案件について、審議・決定することになっている。

評議会の議事運営については「北星学園大学 評議会及び教授会規則」に定められており、会の召集は、議長である学長の権限で行うこととされている。

学長は大学運営の全般について、全学的な意思決定を行うため評議会に諮る必要があるが、部局連絡会において各部局より提案された原案に対し、事前に全学的な調整を行っている。部局連絡会の構成員は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長及び事務局長である。

[点検・評価]

学長と全学的審議機関である評議会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲については、主要メンバーである学長と副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長及び事務局長との間で会議に先立ち必要な調整が行われ、また会議においては闊達な議論が展開されており、適切に機能していると考えられる。

[改善方策]

現在のところ、学長と評議会との協力関係に問題はないが、今後より一層両者の関係を効率的に向上させるために、何らかの取り組みを検討する。

●学部長権限の内容とその行使の適切性

[現状説明]

本学規程第 37 条に「学部長は、教授会の決定した方針に基づき、学部の学務を統括する。」と定

められている。学部長は、全学的審議機関である評議会及び部局連絡会の職務上の構成員となり、教学上の意思決定に加わっている。また、学部長は学部に関する案件を審議決定する学部教授会を招集し、その議長となって学部機能を統括しているほか、各種委員会・会議の職務上の構成員として様々な運営に関わっている。

また、学部長は法人業務への参加も位置付けられており、職責上学園の評議員として選任される。そのうち、学部長、短期大学部長から大学評議会で選任された2人は、常任理事として理事会、評議会及び常任理事会の構成員となる。

【点検・評価】

学部長の大学内での権限は適切に行使されている。しかしながら、理事会等の構成員として法人及び大学の管理・運営に関わる中心的な役割を担っているため、学部代表者としての権限の内容との間に齟齬や矛盾が生じることもあるため、学部長の役割と責任をより明確にすることが望まれる。

【改善方策】

学部長権限に細則を設ける等、内容の具体的明示を検討する。

●学長補佐体制の構成と活動の適切性（C群項目）

【現状説明】

学長を補佐する体制として、本学では副学長を置いている。大学規程第6条において「副学長は、学長の職務を補佐するとともに、学長の命を受けて本学の教育、研究、学生支援その他教学に関する事項を統括する。」とされている。また、同条第2項において「副学長は、学長が不在の場合その職務を代行する。」とされている。

副学長の選任については「北星学園大学 副学長、学部長等の選任に関する規程」で定められており、第3条に「副学長は、本学に在籍して満10年以上の教授とする。」同条第2項に「副学長は、学長がその候補者を指名し、評議会においてその者について信任投票を行うものとする。」と規定されている。副学長の任期は2年である。

【点検・評価】

学長の職務範囲は広範にわたり、学長が大学の顔として積極的にリーダーシップを発揮していくために、学長を補佐する体制の充実は必須である。副学長は、多忙且つ激務である学長の職務を補佐するため、2005年に設置された。副学長は学長を助ける一方、全学共通の教学政策推進に携わる等、教学運営の上で大きな役割を果たしている。

【改善方策】

現在のところ、特に大きな問題は生じていないが、副学長が関係する業務が多岐にわたるため、将来的には複数の副学長を置き、所管事項を明確にして、過密スケジュールの軽減に努めるべく検討を進めることも必要であると思われる。

③意思決定

●大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

[現状説明]

大学は、学長を中心として、その指揮監督のもとに意思決定が下されている。その根拠として、大学規程第4条において「学長は、本学の校務を総理し、所属職員を指揮監督する」ことが定められており、また同規程第9条には、大学の最高意思決定機関である評議会の議長となることが定められ、学長が大学の最高責任者であることを明確に定義している。

具体的な意思決定のプロセスとして、各学部に関する事項については、学科会議や各委員会等で原案が作成され、教授会で決定されている。また教授会での決定事項で、全学的な承認や決定、報告が必要な事項は、評議会に提出され、審議決定される。事務的な流れについては、各担当部署で原案を作成し、それぞれ該当する委員会に諮った後、評議会において全学的な決定が行われる。事前に調整が必要な案件は、部局連絡会において調整が行われる。各学部、各部局で決定されてきた事項は学長の下に集約された後、関係規程に基づき評議会等の諸手続きを経て、学長の指揮監督の下実行に移されている。

また、本学規程に基づいて各種委員会及びセンターが設置されており、それぞれの専門的な課題について全学的な視点から審議を行う。委員会は学長の諮問に対し、審議の結果を答申する。なお委員会等それぞれの会議体には事務担当を配置し、円滑な審議が行えるよう支援体制を整えている。

[点検・評価]

本学では、評議会、教授会、各委員会の役割分担が明確になされている。重要な案件については、評議会での決定あるいは学長の決裁が必要で、学長の下に必ず集約されるようになっている。学長の意思が直接反映される体制となっており、意思決定のプロセスは明確で適切に運用されている。

[改善方策]

大学を取り巻く環境が著しく変化するのに伴い、新たな課題への対応や迅速な意思決定が今後はますます求められることになる。そうした事態に対応するための体制の整備をさらに強化するために、例えば各種委員会の整理・統合、権限委譲、議案の絞込み等について検討を重ねていく。

④評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関

●評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

[現状説明]

本学における全学的審議機関として評議会が置かれており、最高意思決定機関として機能している。評議会は本学規程第8条に基づき設置され、構成員は議長である学長を始め、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、附属高等学校長、学部及び短期大学部教授会により選出された教育職員（助手を除く）各3人、事務局長、事務局次長、大学事務局により選出さ

れた事務・用務職員 5 人である。

評議会の審議事項は、

1. 本学における教育及び研究の計画に関する事項
2. 管理運営に係る予算の方針及び編成に関する事項
3. 学部・学科及び大学院研究科の設置及び廃止に関する事項
4. 学長、副学長、スミス・ミッションセンター部長、図書館長、国際教育センター長、学生相談センター長、総合研究センター長、入学試験センター長、高大連携推進委員長、広報委員長、運営・財務点検委員長及び運営・財務点検委員、企画運営会議委員、教学運営委員長及び教学運営副委員長、北星学園理事の選任に関する事項
5. 学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長、学部及び短期大学部教授会により選出される評議員、大学事務局により選出される評議員、学科長、部門長、図書館長、国際教育センター長、学生相談センター長、キャリアデザインセンター長、エクステンションセンター長、総合研究センター長、総合情報センター長、心理臨床センター長、入学試験センター長、高大連携推進委員長、広報委員長、教学運営委員長、教学運営副委員長、チャプレン、カウンセラーの任期に関する事項
6. チャプレン及びカウンセラーの任免に関する事項
7. 教育職員の定年に関する事項
8. 大学学則、短期大学部学則、大学院学則及び本学諸規程の制定並びに改廃に関する事項
9. 本学の点検評価に関する事項
10. 学長の諮問した本学に関する事項
11. 学長の諮問した附属高等学校に関する事項
12. その他大学の組織及び運営に関する重要な事項

であり、大学運営に関する重要な案件全般を審議することになっている。評議会に関する詳細は「北星学園大学 評議会及び教授会規則」に定められており、会の招集は学長の権限で行うこととされている。

評議会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。なお、教育職員の採用、昇格、懲戒、解職及びその他特に定める事項について議決するには出席構成員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

また、事前に調整が必要な案件は部局連絡会において調整される。部局連絡会は学長、副学長、学部長、短期大学部長、スミス・ミッションセンター部長及び事務局長で構成されており、学長が必要と認めた事項に関しては、附属高等学校校長を加えることができる。部局連絡会の議長は、学長である。

【点検・評価】

大学における最高位の審議機関である評議会は、その構成、審議事項等を大学規程で、議事運営に関し必要な事項を「北星学園大学 評議会及び教授会規則」で明確に定めている。評議会は厳格にこれらの規則に則って運営されており、現状ではその規則と運営に問題点は認められない。大学が学部学科の設置等に伴い、規模や構成が変ることにより、迅速な対応ができるかどうか絶えず点検し、評議会の規模や構成員についても検討を行ってきた。現在の構成員と規模（定数）については、2005 年度から改定したものである。

[改善方策]

現在のところ特に問題は見当たらないが、今後も更に大学内の教育研究組織の新設や再編が予想されることも考慮して、最高審議機関としての評議会審議の規模やあり方が、大学の現状や課題に適合しているか常に点検し、問題点が生じれば速やかに改善に向け取り組みを行う。

⑤教学組織と学校法人理事会との関係

●教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

[現状説明]

本学における教学組織と学校法人理事会との間の関係には、北星学園設立の背景、創立者の理念が大きく関わっている。北星学園はアメリカ人宣教師であるサラ・C・スミスによって1887年に創設されて以来、キリスト教に基づく人格教育を行ってきた。「学校法人北星学園寄附行為」第3条においても「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置し、キリスト教の精神にのっとり、教育を行うことを目的とする。」と謳っている。キリスト教を徳育の基本とする気風が、学校法人理事会と教学組織との関係や意思決定構造の背景として存在している。

学校法人北星学園は、本学を始め併設短期大学部、3つの高等学校（北星学園女子高等学校、北星学園大学附属高等学校、北星学園余市高等学校）、及び北星学園女子中学校を設置しており、各学校に会計責任者を置いている。従って、教育のみならず経営についても各学校に委任している。理事会は各学校の経営に関するチェックを行うとともに、法人が設置する諸学校の調整機能を果たすことで、法人経営の任にあたっている。

理事会の構成員は、寄附行為第7条に記されており、

第1号 北星学園大学学長

第2号 北星学園大学副学長

第3号 本学の学部長及び短期大学部長から評議員会において選任される者2人

第4号 北星学園女子高等学校、北星学園大学附属高等学校及び北星学園余市高等学校の校長

第5号 この法人の設置する学校を卒業し、年令25年以上であることによって評議員となった者のうちから評議員会において選任される者2人

第6号 福音主義キリスト教会の教師等であることによって評議員となった者のうちから評議員会において選任される者1人

第7号 前6号の定めるところに従い理事とならなかった評議員のうちから評議員会において選任される者1人

第8号 この法人に関係のある学識経験者のうちから評議員会の意見を聞いて理事会において選任される者7人

の18人である。大学長は大学の教学及び管理運営を統括するとともに「学校法人北星学園寄附行為」第7条により職務上の理事として、理事会の重要な構成員となっている。

学校法人北星学園としては、理事会が最高の意志決定機関であるが、各学校はその責任においてそれぞれの教学を行う権限を委譲されており、通常は理事会が各学校の教学のあり方を直接指導することはない。本学と理事会との関係も例外ではなく、理事会は学長の指揮監督の下で実施される

大学の教学の展開を尊重しつつ審議決定を行っている。

【点検・評価】

学校法人北星学園全体の中で、大学はその財政規模、学生数において法人の中核を担っていると言っても過言ではなく、法人内の一貫教育の推進という教学面、法人全体の一体的経営の推進という面等で、今後はますます大学が学校法人北星学園の中で他の諸学校に対し、強力なリーダーシップを発揮していく必要があるし、期待もされている。

2005 年度以前の理事会構成員数は 15 人であり、大学からは大学長しか構成員になっていなかった。しかし、学校法人理事会との間の連携協力の必要性を鑑み、大学から複数の理事を構成員として加えることとした。その際に寄附行為を変更し、大学から新たに加えた 3 人の理事については、理事のキリスト者条項（クリスチャンコード）を例外措置として扱うことも併せて規程に定めた。このことによって、大学は教学のみならず管理運営面においても委ねられた責任を果たせるようにした。

したがって、大学の教学と学校法人理事会との連携協力関係及び機能分担、権限委譲は適切に行われている。

【改善方策】

今後ますます大学を取り巻く環境の変化が予想される中で、大学が法人全体の教学や運営に対して、イニシアティブを発揮していくために、法人理事会と大学との関係を常に見直していく。

⑥大学院の管理運営体制

●大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

【現状説明】

本大学院における教学上の管理運営組織として、教育研究の基本及び学位の授与等に関する事項を審議するため大学院委員会が置かれ、また研究科の組織及び教育研究の指導等に関する事項を審議するため研究科委員会が置かれている。

大学院委員会及び研究科委員会は、「北星学園大学 大学院委員会及び研究科委員会規程」によって活動している。

①大学院委員会

大学院委員会は、学長、副学長、研究科長、研究科委員の互選により任命された者各 1 人、社会福祉学研究科後期課程〔博士課程〕を担当する教育職員の互選により任命された者 1 人の 9 人で構成されている。委員の任期は 2 年とし再任は妨げない。大学院委員会の審議事項は次のとおりである。

- 1 大学院の教育研究の基本に関する事項
- 2 修士及び博士の学位の授与及び取消に関する事項
- 3 大学院の自己点検及び自己評価に関する事項
- 4 大学院諸規程の制定及び改廃に関する事項

5 その他大学院に関する重要な事項

大学院委員会の委員長は学長を充てており、委員長のリーダーシップのもと、2006 年度は 6 回の会議を開催している。

②研究科委員会

研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業科目を担当する専任の教育職員をもって構成されており、研究科委員会の委員長は、研究科長がその任に当たっている。研究科長は、文学研究科においては文学部長を、経済学研究科においては経済学部長を、社会福祉学研究科においては社会福祉学部長をもって充てている。また、各研究科に副研究科長を置くことができるとされ、全研究科に置かれている。研究科委員会の審議事項は次のとおりである。

- 1 研究科の教育課程に関する事項
- 2 大学院の学生（以下「院生」という）の指導教授に関する事項
- 3 院生の入学、編入学、転入学、休学、復学、転学、留学、退学、除籍及び懲戒に関する事項
- 4 院生の試験及び修士論文の審査に関する事項
- 5 博士論文の審査及び最終試験の実施に関する事項
- 6 特別科目等履修生、一般科目等履修生、研究生、外国人研修生及び外国人留学生の選考並びにその取扱いに関する事項
- 7 研究科の教育職員の人事に関する事項
- 8 研究科の組織及び運営に関する事項
- 9 その他研究科に関する重要な事項

研究科長及び副研究科長のリーダーシップのもと、2006 年度は、社会福祉学研究科委員会が博士課程の委員会を含めて 17 回、文学研究科委員会が 10 回、経済学研究科委員会が 9 回の会議を開催している。

また、研究科の修士論文並びに博士論文の審査及び最終試験を行うため、研究科委員会に審査委員会を置くことになっている。修士論文の審査委員会は、研究科委員会が選考した 2 人の副査委員及び指導教授の 3 人をもって構成する。博士論文の審査委員会については、別に「北星学園大学 大学院（博士課程）学位論文審査実施要領」が定められており、その定めによっている。

【点検・評価】、【改善方策】

大学院研究科においては、教学上の管理運営組織が制度上整備されており、審議事項等についても規程で明文化されている。また、それにしたがって大学院委員会及び研究科委員会はそれぞれ連携しながら案件について活発に審議し、処理している。特に、大学院共通に係わる新規事項や研究科間で調整を必要とする事項がある場合は、まず大学院委員会で基本方針や考え方をまとめ、その後各研究科委員会で審議し、再度大学院委員会で審議・決定するなど、慎重に取扱っている。

これらの状況から、現在の活動状況で特に問題はないと評価している。

また、改善方策について特記することはないが、現在のように連携した運営が今後必要であろう。

●大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

[現状説明]

研究科長は、文学研究科においては文学部長を、経済学研究科においては経済学部長を、社会福祉学研究科においては社会福祉学部長をもって充てていることから、大学院研究科委員会と学部教授会との関係は密接である。また、大学院研究科委員会と学部教授会が審議すべき事項とスケジュールはほぼ同種・同時期であることが多く、密接な関係のもとで運営されている。

[点検・評価]、[改善方策]

大学院研究科委員会と学部教授会との関係は密接であり、各機関の審議状況は全構成員に十分周知され、円滑に運営されている。なお、学部教授会においては、各種会議・委員会の審議状況等が適宜文書及び口頭で報告されており、情報伝達に配慮している。

改善方策について特記することはないが、現在のように密接な関係が今後も必要であろう。

●大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

[現状説明]

大学院委員会及び研究科委員会の長の選任手続は、「北星学園大学 大学院委員会及び研究科委員会規程」に定められており、大学院委員会の委員長は、学長をもって充てるとされている。また、研究科委員会の委員長は、研究科長をもって充てるとされている。研究科長は、文学研究科においては文学部長を、経済学研究科においては経済学部長を、社会福祉学研究科においては社会福祉学部長をもって充てるとされている。

[点検・評価]、[改善方策]

現状の選任手続に関しては適切であると評価している。また、改善方策については今のところ特記することはない。